

岩手県告示第564号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年7月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 木村窯業所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市北山一丁目3番31号
 - ウ 代表者の氏名 木村博之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20015号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月3日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年7月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 小向組
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡葛巻町葛巻第11地割131番地2
 - ウ 代表者の氏名 小向幸美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第20501号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月11日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年7月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩手中央電用株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳18地割94番地4
 - ウ 代表者の氏名 會澤秀彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第50227号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年7月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年7月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 友誠
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町大原字一ノ通14番地
 - ウ 代表者の氏名 菊池誠治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第80003号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年6月17日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。